島

目 次

示

告

○県営土地改良事業計画を変更した件 ○福島県議会定例会を招集する件 公 告

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件

○肥料の登録の有効期間を更新した件

○落札者を決定した件三件 福島県公安委員会

○福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 福島県監査委員

示する件

○地方自治法により、 包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告

丰上

芸

告 示

福島県告示第六百二十二号

会定例会を令和三年九月二十一日福島市に招集する。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百 一条第 項の規定により、 福島県議

令和三年九月七日

福島県知事

内 総堀 務雅

課雄

福島県告示第六百二十三号

地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。地区に係る県営農山村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための土地区に係る県営農山村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための土

令和三年九月七日

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書の写し

縦覧の期間

令和三年九月八日から 月 一十七日まで (二十日間)

三

(農村計画課)

公 告

公告第百七十三号

臺臺

の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項

令和三年九月七日

量量量

福島県知事 内 堀 雅 雄

			かっ。						
			格のと						
			公定規						
			項は、						
	加		制限事						
	番10		の他の						
	∃ 6		及びそ						
	<u> </u>		最大量						
	佐賀		成分の				0		
26 🗏	無区	会社	る有害				機44	萃	
年8月	都江	産株式	許され				混合有	機質肥	
令和9	東京	大采物	含有を	1	4.0	4.0	こだま	混合有	8 4 0
					興				
期限				全里	製全	全里			
の有効				加里	りん	垒素			
た登録		は名称	の規格				名	種類	(福島県)
世代で	任州	ス名×	から言言	(%)	笨証风分重(%)	祖光	7	₹	宜 新番号
H A	F III	7 7 1	* (-)	(0/)		T= U/			₹ × × × □

福島県知事 内 堀 雅

雄

福

注 記載する。 (昭和二十五年政令第百九十八号)第二条の表主要な成分の欄に掲げる成分を保証成分量の欄には、肥料の種類ごとに肥料の品質の確保等に関する法律施行 (農業総合センター

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二 公告第百七十四号

一十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

次

令和三年九月七日

理役退事別任 梁川町土地改良区立地改良区の名称 した役員

原 氏 田 名 建夫 伊住 達市 所 梁川町新田字東前五

番地

福島県知 事 内

堀 雅

雄

(農村計画課

公告第175号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと おり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定 める政令 (平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第12条及び福島県財務規 (昭和39年福島県規則第17号) 第274条の11第1項の規定により公告する。

> 福島県知事 内 堀 雅 雄

落札に係る物品等の名称及び数量 1

ノートパソコン 10台

- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日 令和3年7月27日
- 落札者の氏名及び住所 4

令和3年9月7日

株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号

- 落札金額 5 774,400円
- 契約の相手方を決定した手続 6
- 一般競争入札 7 特例政令第6条の公告を行った日 令和3年6月11日

(入札用度課)

公告第176号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと おり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定 める政令 (平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第12条及び福島県財務規 則 (昭和39年福島県規則第17号) 第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年9月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - ノートパソコン 12台 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

- 3 落札者を決定した日 令和3年7月29日
- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号

- 5 落札金額
 - 1,436,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入机
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

令和3年6月15日

(入札用度課)

公告第177号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年9月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 種子貯蔵庫ほか計3品目 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日 令和3年8月12日
- 4 落札者の氏名及び住所

大内わら工品株式会社 福島県福島市森合字小松原17番地

- 5 落札金額
 - 46.200.000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

令和3年7月2日

(入札用度課)

報

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年9月7日

福島県公安委員会委員長 佐 々 木 貢 一

福島県公安委員会規則第7号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則(昭和32年福島県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第12条各号を次のように改める。

- (1) 総合運用指令課に附置する機関の連携に関すること。
- (2) 水上警察に関すること。
- (3) 鉄道警察に関すること。
- (4) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。
- (5) 警察通信指令に関すること。
- (6) 警察通信の運用に関すること。
- (7) 緊急配備その他の初動措置に関すること。

第13条第2項中「前条第4号から第6号まで」を「前条第5号から第7号まで」に改める。

第13条の2を削る。

第32条各号を次のように改める。

- (1) 警衛に関すること。
- (2) 警護に関すること。
- (3) 警備実施に関すること(地域企画課及び災害対策課の所掌に属するものを除く。)。
- (4) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等の規制に関する法律の施行に関する事務で警察の所掌に属するもののうち、核燃料物質及び特定放射性同位元素の防護に係るものに関すること。
- (5) 特定物質 (化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質をいう。以下この号において同じ。)及び特定病原体等 (感染症の

予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第19項に規定する特定病原体等をいう。以下この号において同じ。)を使用したテロリズムが行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。

- (6) 福島県警察における管区機動隊に関する報告、連絡及び総合調整に関すること。
- (7) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること(災害対策課の所掌に属するものを除く。)。
- (8) 警察用航空機の運用に関すること。
- 第32条の2第2号を次のように改める。
- (2) 災害警備に関すること。
- 第32条の2第6号を次のように改める。
- (6) 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第4条第4号に規定する避難指示の対象となつた区域及び同条第5号に規定する避難解除等区域における安全・安心の確保をはじめとする復興及び再生に関する治安対策の総合調整に関すること。第32条の2を第32条の3とし、同条の前に次の1条を加える。 (航空隊)
- 第32条の2 警備課に福島県警察航空隊 (以下「航空隊」という。)を附置する。
- 2 航空隊においては、前条第8号の事務をつかさどる。
 - 第38条の2第1項中「航空隊及び検視官室」を「検視官室及び航空隊」に改める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(警務課)

福島県監査委員

福島県監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年9月7日

福島県監査委員 星 公 正 福島県監査委員 佐 久 間 男 俊 福島県監査委員 浩 佐 竹 福島県監査委員 高 橋 宏 和

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住	
宗 形 隆 司	千葉県松戸市松戸新田3番地の9	

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 令和3年9月7日から令和4年3月31日まで

(監査総務課)